

旧ベースアップ支援加算処遇改善分への対応について

令和 7 年 9 月 3 0 日 社会福祉法人 楽友会

特別養護老人ホーム白楽荘及びデイサービスセンターに勤務する職員に対し、令和 4 年 9 月から実施していたベースアップ支援加算について、令和 6 年 6 月に制度改正がなされ、単独のベースアップ支援加算は廃止されました。制度変更により処遇改善加算は一本化されましたが、対応移行期間を設けその間、旧ベースアップ支援加算分として廃止前と大きく変動がないよう処遇改善手当として同様に支給を行ってまいりました。

しかしながら社会情勢や本加算が創設された目的を鑑み、旧ベースアップ支援加算分を令和 7 年 1 0 月 1 日付にて正職員は基本給、非常勤職員は時給としてのベースアップに変更することとし、旧ベースアップ支援加算分にかかる手当（給与明細表記：処遇改善手当）は令和 7 年 9 月 3 0 日をもって廃止することにいたします。なお、該当給与等級号俸による基本給が上限以上の方は改定号俸がないため対象になりません。正職員は本件にかかる合意書作成し、非常勤職員は雇用契約書の再締結を行います。

【令和 7 年 9 月 30 日までの変更前】旧ベースアップ支援加算分処遇改善手当は以下のとおり

- ・介護職員 月額変動平均約 8,000 円程度
- ・その他の職員 月額変動平均約 4,500 円程度

※その他職員：相談員・機能訓練・栄養・看護師・事務職員

- ・非常勤介護職員週 20 時間以上 月額 3,000 円
- ・非常勤介護職員週 20 時間未満 月額 2,000 円
- ・非常勤その他職員週 20 時間以上 月額 2,000 円

【令和 7 年 10 月 1 日以降の変更後】本人の給与等級号俸により個別に再格付けしている。

- ・介護職員 月額基本給 6,000 円以上への基本給改定
- ・その他職員（事務職員を除く） 月額基本給 3,375 円以上へ基本給の改定
- ・非常勤職員 月額 3,000 円の方…時給 19 円以上の改定
月額 2,000 円の方…時給 13 円以上の改定

【算出方法】

介護職員の計算方法：平均支給年総額に賞与支給率を考慮し月額を算定

その他職員の計算方法：平均支給年総額に賞与支給率を考慮し月額を算定

非常勤職員：月額支給額を給与規程で定める月平均所定日数で除し、さらに 8 時間（正職員所定勤務時間数）で除した時間単価の 1 円未満を切り上げて算出

なお、上記をふまえ平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日までの旧制度下で入職した新卒（第二新卒扱いも含む）の正職員については、旧制度と新制度の給与バランス調整のため基本給の再格付を行い、該当者には各個人別に説明を行います。